

2024年12月26日

都道府県ライフセービング協会
2024年度第1種加盟クラブ 各位
JLA指導員
受講者および受講希望者

公益財団法人 日本ライフセービング協会
JLAアカデミー本部長 佐藤 洋二郎

JLAアカデミー IRBに関わる講習会の受講条件移行措置期間について

平素より都道府県協会、第1種加盟クラブ並びに指導員の皆様には、ライフセービングの普及にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

2023年3月21日付のJLAアカデミー規程改訂に伴い、IRBドライバー等の講習会の受講条件を改正しましたが、周知不足、システム運用の不備等もあり、2023年12月19日に『JLAアカデミーIRBドライバー講習会における受講条件について』の通知文（以下 前回通知文）を発出いたしました。

本件につきまして、今後の方針を下記の通りといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 受講条件の運用について（本通知の結論）

引き続き、2024年度に運用した受講条件を**2025年度も継続**いたします。2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）に開催される下記講習会の受講条件においては、前回通知文と同様、以下の通りといたします。

●IRB・ドライバー講習会

- ①年 齢 18歳以上。
- ②受講資格 IRBクルー及び二級小型船舶操縦士免許を取得していること。

●IRB・アシスタントインストラクター養成講習会

- ①IRBドライバー資格を取得していること。
- ②IRBドライバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動においてIRBの操船を経験していること。
- ③ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター資格を取得していること
（開催年度取得予定の場合も可）。

本通知において確定した受講条件を通知することが理想でしたが、関係者の皆様と確定に至るまでの十分な議論を尽くすことができませんでした。この結果は、本件の責任者であるJLAアカデミー本部長の責任であり、関係する皆様方に深くお詫び申し上げます。

2 再発防止について

前回通知文にて経緯や今後の運用についてはご説明をしましたが、2023年3月の受講条件改正後に十分な周知、システムの変更ができず、異なる受講条件で受講者を受け入れていたことに対しては、お詫びと再発防止策をお伝えすることができておりませんでした。

まずは、異なる受講条件で受講された皆様、ならびに講習会の運営、指導に関わった皆様に対し、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

再発防止策については下記の点を徹底して参ります。

- ① 規程改正後は、1週間以内に関係者へLIFESAVERSを通して周知、その後2週間以内にホームページ掲載資料やページの改修をいたします。
- ② 規程変更の際には、LIFESAVERSとの連動の有無を確認し、必要性がある場合はシステム改修の期日を確認した上で、運用上無理のない日にちで規程の改正を行います。

※受講条件変更の場合は2カ月程度のシステム改修期間が必要でしたが、本件は2023年3月に規程改正し、同年4月から運用というスケジュールでした。周知期間も含め現場運用がほぼ追いつかないのは明らかであり、今後はこの点を十分に検討しながら進めて参ります。

3 今後の進め方について

以下に示す関係者との協議を進め、結論を出して参ります。

- 前回通知文に対しコメントをいただいた都道府県協会の皆様との意見交換
- IRB レスキュー委員会およびPWRC レスキュー委員会との協議
- 上記関係者との議論の中で必要と認められた方々との意見交換

《スケジュールの目安》

これらの意見交換および協議を、2025年3月末までに実施いたします。

協議した内容を整理し、2026年4月から運用する受講条件の結論を導きます。この結論は2025年4月に通知いたします。

4 最後に

これまでに実施できた意見聴取では、前回通知文で示したアドバンス・サーフライフセーバー資格を設定した理由に理解を示していただく声もあれば、地方で抱える問題や悩みを伺うこともできました。現状として、十分な意見交換、協議ができていないこの状況下で、結論だけを急いで出してしまうことは避けるべきとの判断をし、今回の結論と至りました。

関係各位におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

本件に関する問い合わせ
担当：日本ライフセービング協会 JLA アカデミー本部
〒105-0022 東京都港区海岸2-1-16 鈴与浜松町ビル7階
tel 03-6381-7597 (平日 12:00~18:00)
e-mail academy@jla.gr.jp



水辺の事故ゼロをめざして
日本ライフセービング協会